

## 安平町における災害時の協力に関する協定

安平町（以下「甲」という。）と安平建設協会（以下「乙」という。）は、安平町内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して町民の生命、身体及び財産を守るため連携した応急対策に関する事項並びに平常時における連絡体制等の構築に関する事項を定めるため、この協定を締結する。

### （総則）

**第1条** この協定は、災害時において甲と乙が相互に協力して町民の生命、身体及び財産を守るために連携して応急対策活動を行うとともに、災害時に迅速に対応するため平常時から情報連絡網及び協力実施体制の整備に係る協力内容を定めるものとする。

### （協力内容）

**第2条** 甲と乙が協力して実施する内容は、次に掲げるとおりとする。

#### （1） 災害時の応急対策活動に係る協力内容

- ア 公共施設、道路施設等に係る災害の応急対策活動並びに災害廃棄物の除去及び搬送
- イ 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送
- ウ 応急対策・災害復旧に必要な資機材の提供

#### （2） 平常時の協力内容

- ア 情報連絡網の構築・共有
- イ 協力実施体制の構築・共有
- ウ 乙の会員が保有する資機材の保有状況の報告

#### （3） その他必要と認める事項

- 2 乙は、前項第1号に規定する協力内容の実施に当たっては、甲の要請に基づき行うものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項第2号ア及びイに規定する協力内容を履行するため、甲及び乙がそれぞれ個別の情報連絡網及び協力実施体制を定めた場合は、個人情報の保護に配慮しつつ、相互に共有しなければならない。この場合において、乙は、乙の会員及び災害時の協力を行う上で必要となる乙の会員以外の関連情報についても可能な限り整備するものとする。
- 4 乙は、第1項第2号ウに規定する乙の会員が保有する資機材の状況について把握し、定

期的に甲に報告するものとする。

(有効期)

(要請)

**第3条** 甲は、災害時に前条第1項第1号に規定する乙の協力が必要であると認めるときは、応急対策活動等の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面による時間的余裕がない場合は、口頭により乙又は乙の会員に直接要請を行うことができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに協力するものとする。

(乙の会員に対する通知)

**第4条** 乙は、甲から前条第1項の規定により協力の要請があった場合には、直ちに乙の会員に対し、その旨を伝達するものとする。

(協力に係る活動経費)

**第5条** 甲の協力の要請により乙が行った第2条第1項第1号に規定する応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 乙又は乙の会員は、前項の定めによる応急対策活動経費を別に定める請求書により甲に請求するものとする。

(第三者等に対する損害)

**第6条** 乙の会員が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき理由によるものを除き、甲並びに乙及び乙の会員が協議してその賠償をするものとする。

(連絡体制の確立)

**第7条** 乙は、平常時より災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立に努めるものとする。

(情報交換等)

**第8条** 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

(訓練の実施)

**第9条** 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適宜必要な訓練を実施するよう努めなければならない。

(他の協定等の関係)

**第10条** この協定に抵触しない限り、甲は、乙の会員と個別の災害時等協定を定めることができる。

第11条 こ

出がない

(細目様)

第12条 こ

間で別に

(その化

第13条 こ

してこね

この協定

のとする。

平

(有効期限)

第11条 この協定に期間は、締結の日から平成20年3月31日までの間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

(細目協定)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項については、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年5月11日

甲 安平町長



乙 安平建設協会会長

西村 次郎

